

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第3号

令和5年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月16日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 令和5年3月30日（木）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	上	真由美	議員	2番	伊	藤	正	勝	議員	
3番	戸	田	馨	議員	4番	飯	島	正	義	議員	
5番	大	泉	日出男	議員	6番	赤	出	川	義	夫	議員
7番	吉	田	俊一	議員	8番	砂	川	清	時	議員	
9番	高	橋	昭男	議員							

不応招議員（なし）

令和5年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年3月30日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第2号議案 吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例
- 日程第 9 第3号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置について
- 日程第10 第4号議案 監査委員の選任について
- 日程第11 第5号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計予算
- 日程第12 議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会の個人情報の保護に関する条例

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	村上真由美	議員	2番	伊藤正勝	議員
3番	戸田馨	議員	4番	飯島正義	議員
5番	大泉日出男	議員	6番	赤出川義夫	議員
7番	吉田俊一	議員	8番	砂川清時	議員
9番	高橋昭男	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原恵人
副管理者	鈴木勝
消防長	黒田信浩
次長	田中文雄
次長	小池稔
総務課長	小川勝司
予防課長	伊藤嘉則
指令室長	後藤祐一
松伏消防署長	永峯秀光

本会議に出席した事務局職員

書記長	赤羽根浩行
書記次長	清水万里
書記	石橋駿汰

○高橋昭男議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

◇

◎議員の紹介

○高橋昭男議長 本議会前に、吉川市選出議員の辞職に伴いまして、令和5年2月27日に行われました吉川市議会臨時会におきまして、当消防組合議会議員にご当選になりました議員をご紹介します。伊藤正勝議員。

それでは、選出されました伊藤議員より自席にてご挨拶を賜りたいと思います。

〔「その場で」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 自分の席で。

○伊藤正勝議員 吉川市議会から消防組合議会に、途中でありますが、選出されました伊藤でございます。短い期間になると思いますが、よろしく願いをいたします。

○高橋昭男議長 大変ありがとうございました。

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○高橋昭男議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより令和5年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高橋昭男議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○高橋昭男議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議席の指定

○高橋昭男議長 日程第1、指定第1号 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めることになっておりますので、議席を指定いたします。

新議員の議席番号と氏名を事務局が朗読いたします。

○赤羽根浩行書記長 議長の命により朗読いたします。

2番、伊藤正勝議員。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

ここで議席の指定に伴い席札の交換があるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時34分

○高橋昭男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○高橋昭男議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

7番 吉田俊一 議員

8番 砂川清時 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○高橋昭男議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○高橋昭男議長 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和4年度定例監査及び令和4年12月から令和5年2月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○高橋昭男議長 日程第5、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、令和5年第1回定例会に際しましてご出席を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

それでは、早速ではございますが、2点の行政報告をさせていただきます。まず初めに、当消防組合の令和5年度執行体制についてご報告いたします。当消防組合の人員については、定年退職者1名を再任用とし、吉川市との職員の相互派遣を継続させ、昨年度と同様に157名体制といたします。また、埼玉県防災航空隊及び東埼玉消防指令業務共同運用協議会へ各1名を派遣する予定でございます。

次に、令和4年中の各種災害の出動件数についてご報告をいたします。火災出動件数は、前年比増減なしの23件、救急出動件数は前年比994件増の5,184件、救助出動件数は前年比16件減の74件となっております。出動状況の詳細につきましては、お手元の資料をご確認いただければと存じます。

以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○高橋昭男議長 日程第6、一般質問を行います。

一般質問につきましては、通告第1号及び通告第2号がございます。

通告に従いまして、2番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

通告第1号、2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、通告に従って一般質問をいたします。

消防の皆さん、この3年間、とりわけこの1年間は感染が急拡大をするということで、コロナへの対応、大変ご苦労だったと思います。感謝を申し上げます。未知の恐怖に果敢に向き合って、使命を果たしていただきました。市民を代表する形で議員として重ねて感謝の言葉を届けたいと思います。

この3月13日からは、マスク着用は個人の判断に委ねられました。5月8日連休明けからは、感染症法の位置づけが2類からインフルエンザ並みの5類に引き下げられることとなります。大きな節目であろうと思います。この機会に吉川松伏消防組合のコロナに向き合った3年間の実情というものを総括的に質問をいたしたいと思います。

消防組合職員の感染の実情についてまず第1に伺い、大きく4項目の質問をいたします。消防組合職員に関する実情については、第1点としてこの3年間の感染者の数、各年ごとの数値の変容、濃厚接触者の割合、第1点として伺っておきます。埼玉県民吉川松伏の住民の感染は4人に1人という割合に達しておりますけれども、消防はそれより現場で向き合うわけですから、相当数値が高いというふうに認識をしております。その実情を伺っておきたいということであります。

第2点は、休職者のピーク時の数値、感染対策を含む各種の衛生管理の内容、防疫の資器材の配布、配備、その実態、要員補充策や業務への影響、支障はということであります。この質問書では、要員の「員」が誤った記載になっております。

第3点は、消防関係者へのワクチンの接種への優先等はどのようなふうに行われたか、実情を確認しておきます。

第2の質問は、コロナ禍に伴う救急出動についてであります。これも3点にわたって質問をいたします。救急搬送の混乱事案が相当増えているということで、全国的にも問題になっておりますが、我々吉川松伏消防組合のこの3年間の救急搬送の実情、困難搬送の内容と件数、その間、熱中症やインフルエンザ等のおそれもあったわけですが、当時の重なりはどうか、感染時のピークの混乱や対応というのはどういうことであったのか、その点についての説明も求めておきます。

第2点は、消防本部と各消防署の防護や衛生対策の内容についてでございます。その説明をいただくとともに、当然組織の管理運営あるいは全国的な見地からということだと思っておりますけれども、処遇改善の実情、近隣消防との相互協力、受入れ病院側との協議とコロナに伴う変化を説明してい

ただきたいということでもあります。

第3点は、地域を守る消防団の現状についてでございます。地域を守る消防団でございます。消防団は、コロナとどう向き合ったのか、感染の防止、新たな資器材の配布や配備、あるいは教育・訓練内容にどのような変化が、あるいは対応が行われたかということでもあります。

第2点は、消防団の現状についてであります。消防団の定員、それに対する現在の団員の状況、若干定員に満たないという傾向が続いていると思いますけれども、その補充の対策はどのようなことをお考えなのかと。

また、女性団員の数、その役割、広報や、あるいは高齢者対応等の機能別の消防団というものの設置も認められているわけでもありますけれども、吉川、松伏の現状について伺っておきます。

消防団員についても若干の処遇改善も行われたと思います。その内容と実情、そして防災訓練や自主防災組織との関係づくり、どう深まっているのか、コロナで影響は出ているのか、その点を伺っておきます。

消防団に関連して広い意味で、企業や家庭への火災消火器の配備の実情もこの機会に伺っておきます。この火災消火器の扱いの指導はどのような対応がなされているのか、また消火器と同時にAED、除細動器の指導の実情、配備の実情、住民への周知や研修などということでもあります。

第4の質問は、消防のデジタル化についてでございます。デジタル化は、まさに時代の趨勢でございます。消防についてもいろんな対応がこれから進むのだろうと思います。消防指令業務の共同運用も進みます。これに関連してのデジタル化の内容をご紹介いただきたい。

また、マイナンバーカード利用も政府が力を入れています。搬送業務等デジタル化の準備状況と消防分野における今後期待される効果について伺っておきます。

危険物施設の点検等への活用もデジタル化によって進むということも言われておりますけれども、どういうふうを受け止めていらっしゃるのか、見通しを伺っておきます。

最後に、大きくりの質問として、吉川松伏消防組合の課題と業務の改善を踏まえて、これからの大規模災害への備えは万全ですか、どのような課題あるいは取組をされているのか、見解をお伺いしておきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 ただいまの2番、伊藤正勝議員の一般質問に対して答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、伊藤議員の質問に順次お答えいたします。

1点目の消防組合職員の感染の実情のうち、1点目のこの3年間の感染者の数、各年ごとの数値等の変容、濃厚接触者の割合はについてでございますが、当消防組合におきましては令和2年1月から令和4年12月までの過去3年間の感染者は62名となっております。

次に、各年の人数の内訳でございますが、令和2年及び令和3年中は感染者はいなく、令和4年

中の感染者が62名となっております。なお、令和5年1月から現在までの感染者数は5名となっております。合計67名の感染者が発生しております。

次に、濃厚接触者の割合でございますが、令和5年2月末までに濃厚接触者となった職員の人数は延べ106名、全体の67.5%が濃厚接触者となっております。

2番目の休職者のピーク時の数値でございますが、令和4年7月の23名の感染者発生時がピークであります。約7人に1人が新型コロナウイルスに感染するという状況がございました。職員の配置や週休変更など可能な限りの人員を確保し、災害対応に努めました。

続きまして、感染対策を含む各種の衛生管理の内容、防疫の資器材の配布、配備、その要員補充策や業務への支障はについてでございますが、新型コロナウイルス感染症発生初期より、事務室、食堂などにアルコールを設置、またマスクの流通が滞った時期には、職員に不織布マスクを配布し、対応を図るとともに、換気、うがい、手洗い、基本的な感染防止対策の徹底、パーテーションの設置、仮眠室等のオゾン消毒及びシャワー室等の庁舎の改修など、ソフト面とハード面の対策を実施いたしました。

また、緊急事態宣言期間及びまん延防止等重点措置時には、消防訓練や庁舎見学など事業の縮小を行い、感染防止対策の徹底を図りました。

なお、防疫の資器材の配布、配備の災害活動に係る部分、3番目の消防関係者へのワクチン接種への優先等実情、及び2点目から4点目につきましては、担当課長から答弁いたさせます。

続きまして、5点目の吉川松伏消防組合の課題と業務改善の方針についての大規模災害時の備えは万全ですかについてでございますが、大規模災害時の職員に対する対策については、職員3日分の食料と飲料水を確保するとともに、食品製造業者との災害協定を結び、消防職団員の給食を確保しております。

また、大規模災害時等で停電した場合には自家発電機用燃料を確保するため、埼玉県石油業組合吉川支部との災害時における石油燃料の優先供給に関する協定を結んでおります。

災害活動取組につきましては、担当課長から答弁いたさせます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目の消防組合職員の感染の実情のうち、2番目の防疫の資器材の配布、配備についてでございますが、先ほど総務課長から答弁がございましたが、災害活動の部分につきましてお答えいたします。

救急要請の増加に伴い、各署で不足している資器材を当消防組合の備蓄資器材から感染防止衣、マスクなどを配布しております。また、救急現場では上下の感染防止衣を着用していることから、熱中症対策として保冷ベストを配布し、対策を講じております。

次に、その要員補充策や業務への支障についてでございますが、感染防止衣やマスクなどの消耗品を吉川市や医療機関などから寄附していただき、必要に応じ各署に配布しております。コロナ流行初期から現時点において、資器材不足で出動に支障を来すことはございませんでしたが、感染防止衣、マスクなど備蓄資器材を一部使用していることから、計画的に購入し、資器材の充実に努めてまいります。

次に、3番目の消防関係者へのワクチンへの優先など実情についてでございますが、吉川市健康増進課と協議し、吉川市内医療機関及び吉川市集団接種会場において、医療従事者枠として当消防組合職員を対象に接種を実施いたしました。なお、4回目以降の接種につきましては、吉川市集団接種会場、居住する県または市区町村などで行われる情報を案内するなど、職員に周知しております。

続きまして、2点目のコロナ禍に伴う救急出動についてのうち、1番目の救急搬送の困難事案、3年間の救急搬送の実情、困難搬送の内容と件数についてでございますが、まず搬送困難症例とは、搬送、不搬送を問わず、病院連絡回数4件以上または病院連絡時間30分以上を要した症例となっております。

搬送及び搬送困難の件数につきましては、お手元に配付してございます資料「救急搬送困難件数」、こちらを御覧いただければと存じます。資料に記載のとおり、それぞれの年において救急搬送及び搬送困難症例は年々増加傾向となっております。搬送困難症例に陥りやすい症例といたしましては、診療科目の専門外や処置困難、ベッド満床や患者対応中などの病院側の事情により受入れができないことが要因でございます。また、近年では、病院が保有するコロナ感染者専用の病床稼働率が高まり、感染症が疑われる救急出動件数が病床数を上回るなど様々な問題が要因となり、搬送困難症例が多くなっていると認識しております。

次に、熱中症やインフルエンザなどのその他の特徴につきましては、いずれも症状として体温の上昇を伴うものと認識しております。熱中症は環境因子が要因となり体温が上昇し、またインフルエンザは感染による免疫反応により体温が上昇いたします。コロナ禍において、いずれにいたしましても発熱症状がある場合、コロナ感染者患者と疑われることから、熱中症と診断された傷病者であっても搬送困難に陥る状況が過去3年間で11件ございました。季節性インフルエンザによる搬送困難症例は、インフルエンザ感染者数が少なかったことから搬送困難との関与はございませんでした。

次に、感染ピーク時の混乱等対応や状況につきましては、令和4年6月から12月の第7波及び第8波の時期となります。当消防組合の予備車を含めた5台の救急車で対応いたしました。5台の救急車が出動している状況下において、さらに救急要請があった場合は、消防隊が一時的に出動するなど臨機な対策を講じ、近隣消防本部に応援要請をせず、感染ピーク時を乗り切りました。また、搬送先病院の決定に長時間を要する場合は、本部職員による引継ぎ班を編成し、搬送先病院決定ま

での間、救急隊から傷病者を引き継ぐなど、救急車の稼働率を上げるための対策を講じたところでございます。

次に、2番目の消防本部と各消防署の防護や衛生対策と3番目の組織管理運営についてでございますが、まず消防本部と各消防署の防護や衛生対策を確立するため、令和2年4月9日に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、国、県、市及び町の動向を注視しながら、対策会議を開催し、当消防組合の組織管理運営に努めたところでございます。

次に、処遇改善につきましては、救急業務の中で、コロナ感染症及びコロナ感染症が疑われた傷病者に対応した職員を対象に、1人当たり1日4,000円の防疫手当を支給しております。

次に、近隣消防との相互協定につきましては、令和4年12月に行われました越谷市消防局、三郷市消防本部、春日部市消防本部、草加八潮消防局及び当消防組合の5消防本部の消防長会議において、コロナ感染症により消防職員が減少し、地域消防本部内では災害対応が困難になった場合を想定し、相互応援体制の特別応援について改めて共通認識を図っております。

次に、受入れ病院側との協議につきましては、行っておりません。

続きまして、3点目の地域を守る消防団の現状のうち、1番目の消防団はコロナとどう向き合ったのか、感染防止についてでございますが、コロナ感染症が流行してからは、消防団行事の中止または会議を書面会議にするなどの対応を図ってまいりました。そのような状況下においても、消防団機能が低下しないよう、消防団車両の維持管理など最低限の活動について依頼し、対応したものでございます。令和4年度からは、徐々に行事を再開しております。

次に、コロナ感染症に対しての新たな資器材の配布、配備につきましては、新たなものはございませんでした。

次に、教育・訓練内容の変化につきましては、新入団員を対象とした基礎教育訓練は中止にはせず、感染対策を講じながら年3回実施いたしました。先ほどもお答えしたとおり、行事や訓練を徐々に再開し、消防団活動も活発化してきております。また、埼玉県消防学校で行われる各種研修につきましては、中止もしくはリモート研修にするなど、感染状況に応じて実施しているところでございます。

次に、2番目の消防団員の現状、定員と団員の現数、補充の対策についてでございますが、吉川市消防団は定員320名で、令和5年4月1日で272名となる予定でございます。松伏町消防団は定員105名で、令和5年4月1日では96名となる予定でございます。

全国的に消防団員が減少しておりますが、消防団募集活動として、毎年、市、町の商工会を通じて募集チラシを配布しております。来年度以降は、コロナ禍により中止となっておりました市民まつりや町民まつりなど、様々な行事においてPR活動を実施していく予定でございます。

次に、3番目の女性団員の数と役割は、広報や高齢者対応等機能別消防団の現状についてでございますが、女性消防団員数は、吉川市消防団では11名、松伏町消防団では12名の団員が在籍してお

ります。主な活動内容は、普通救命講習会などの指導、幼稚園などで火災予防などの啓発劇を行っております。また、大規模災害発生時には、消防署に参集し、後方支援活動を実施することとなっております。

また、吉川市及び松伏町消防団には、高齢者対応などの機能別消防団はございませんが、両団とも災害時における避難行動要支援者を把握しており、避難誘導ができるよう対応を図っております。

次に、4番目の、この間の処遇改善の内容と実情についてでございますが、令和3年4月に、消防団員数の全国的な減少に伴い、総務省消防庁から全国の消防団に対し、処遇改善を図るよう通知があり、令和4年度から災害出動手当を1回につき2,500円から1日につき4時間未満は4,000円、4時間以上は8,000円とし、その他の手当を1,000円から2,000円に報酬額を見直し、処遇改善を図りました。なお、新型コロナウイルスによる手当はございません。

次に、5番目の防災訓練や自主防災組織との関係づくりについてでございますが、各自治会でのイベントや消防訓練に参加をし、各分団とも自治会と消防団で顔の見える関係性を築いております。

次に、6番目の企業や家庭への火災消火器の配備の実情でございますが、企業に設置するのは業務用消火器が設置義務となり、家庭に設置するのは住宅用消火器で、こちらは努力義務となります。また、その扱いの指導の実情でございますが、事業所などでは、従業員に対し防火管理者が消火器の指導を行い、また必要があれば消防職員が事業所に出向き、指導に当たっております。家庭用の消火器は、自治会などでの消防訓練で消防職員、消防団員が主体となり、指導に当たっております。

次に、AEDの指導の実情でございますが、普通救命講習や学校での授業の一環とした救急指導では、消防職員、女性消防団員が主体となり指導に当たっております。なお、消火器の取扱い同様に、自治会での消防訓練でも消防職員により指導を行っております。

また、AEDの配備の状況と住民への周知でございますが、多機能型消防団車両にAEDを積載しており、住民の方に分かりやすいよう積載している旨を表示しております。

続きまして、5点目の吉川松伏消防組合の課題と業務改善への方針の大規模災害への備えは万全かについてでございますが、こちらも総務課長から先ほど答弁がございましたが、災害対応につきましてお答えいたします。

当消防組合管内で大規模災害が発生するおそれ、または発生した場合、吉川松伏消防組合招集体制を定め、災害の状況や規模に応じて段階的に職員を招集する体制を整えております。さらに、災害の状況によっては、災害情報の整理や有効な部隊運用を図るため、吉川松伏消防組合警防本部初動マニュアルを定め、警防本部を立ち上げることとなっております。

応援体制につきましては、局所的な災害であれば、消防相互応援協定や埼玉県下消防相互応援協定を締結しており、さらに大規模な災害が発生した場合には、吉川松伏消防組合緊急消防援助隊受援計画にのっとり、緊急消防援助隊を要請することとなっております。

消防団につきましては、吉川市消防団・松伏町消防団大規模地震発生時及び風水害発生時初動対

応マニュアルを定め、大規模災害に備えております。いずれにいたしましても、大規模災害発生時には吉川市、松伏町の災害対策本部と情報共有や連携を密にし、災害対応に万全を期するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

4点目の消防のデジタル化についてのうち、1番目の消防指令業務の共同運用に関連し、デジタル化の内容についてでございますが、119番通報を受信した後の要請場所の特定、出動部隊の編成、出動指令などに至るまでの流れをコンピューターネットワークを使ったデジタル情報技術を駆使し、自動化されてきております。消防指令業務の共同運用につきましても、指令業務を共同処理することで扱う情報量は増加しますが、現在、各消防本部（局）が導入している情報通信技術を集約、活用しながら、最新の消防指令システムを構築し、共同処理できるよう検討しております。

次に、2番目のマイナンバーカード利用の搬送業務等デジタル化の準備状況と今後期待される効果についてでございますが、消防指令業務の共同運用に関連した中での検討はされておられません。

次に、3番目の危険物施設の点検等への活用は、見通しはいかがですかについてでございますが、消防指令業務の共同運用に関連する部分といたしましては、予防系の消防情報支援システム、いわゆる消防OAシステムを消防指令システムと連携させることで、実災害時の危険物施設の実態の把握と並行し、平常時の予防業務に活用できるよう導入について検討してまいります。

なお、危険物施設の検査に関しましては、現地に赴いて直接確認することには変わりはありません。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 再質問いたしますが、まず一つ確認をさせていただきたいと思えます。質問は2回までですか、それとも時間の範囲内で何回でも大丈夫ですか。

〔「時間です」と言う人あり〕

○2番 伊藤正勝議員 時間の範囲内で何回でも大丈夫、分かりました。

まず、質問は、消防組合職員の感染の実情に関連して、トータルで67人の職員が感染したという報告でございました。職員数は157人、全体像ということでよろしいか、これは何%になりますか。その職員と感染者の割合ということの確認。

もう一つは、濃厚接触者は106人、67.5%ということでありますけれども、濃厚接触者は認定をされた段階で全員が一定の自宅待機等の事実上の休職あるいは休業ということになったと理解をしてよろしいかどうか、濃厚接触者106人はどんな扱いや状況であったのかということの確認であります。まず、そのことを伺っておきます。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、感染者の割合、パーセントなのですけれども、157名中67名ということで、全体の42%の感染者となっております。

続きまして、濃厚接触者の扱いというところで、基本的に埼玉県のを考え方を基本としております。濃厚接触者に該当した職員につきましては、職員は健康観察を行い、発熱等の症状がない場合や最終暴露日を指定して、その日をゼロ日として、翌日から2日目、3日目に消防組合で用意した検査キットを活用して、陰性であった場合、3日目から出勤させるようにしております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 続けて質問をいたします。

今に関連して、このピーク時には7人に1人が、23人ですか、感染をするということがあったということですが、つまり消防救急業務として業務に支障があって、いわゆる現場への、あるいは救急対応の取組が予定より時間がかかったとか、そういう救急にお願いをしている立場の市民に対して影響はなかったのか、消防の取組に影響はなかったのか、この点をひとつ確認をしておきます。あまり一問一答にすると長くなるので、併せて質問も重ねておきます。

救急困難の事案についてであります。答弁では、配付している資料を御覧のとおりですということでありましたけれども、せっかくですので、この全体を見ていただければ吉川消防の取組が一読すれば分かるというふうな形にぜひしていただきたいということを含めて、搬送困難件数は何件だったのかと。これによると、吉川市、令和4年は837件、16.1%、相当多いというふうに受け止めておりますが、その間の消防側の問題と同時に、先ほど受入れの病院側の都合でというお話がありましたけれども、受け入れられない場合はどういうことになったのか、市民も相当厳しい状況に置かれたのではないかと思いますけれども、放置をされたのか、自宅に連れ戻したのか、救急車の中で一定の業務をやって、それで済ませたのか、どういう実態に、救急車の出動を要請して受け入れられなかった人たちは、どういう扱いになったのかということを確認させてください。まず、そこまでよろしくをお願いします。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

職員が感染したときのピーク時に、市民に影響はなかったのかというところなのですけれども、先ほど伝えたとおり、令和4年7月にピークがありまして、その7月下旬に12名の感染者等が吉川

消防署に集中いたしました。吉川消防署にて人員の確保が困難となり、職員の配置や週休の変更などを行い、可能な限り人員を確保した上で、吉川消防署の2班のうち、片班のみ7月30日から8月7日までの5日間、南分署の消防団1隊を減隊いたしております。その間、救急対応は常設の救急隊3隊と編成救急隊1隊の4隊で対応いたしました。その間、近隣消防からの応援等はいたしておりません。

次に、搬送困難等については、担当課長からご説明をさせていただきます。

○高橋昭男議長 田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 再質問にお答えさせていただきます。

救急搬送困難症例ということで先ほどもご紹介のほうをさせていただきました。その中で問題として受け入れられなかった場合、どういう対応をしたかということですが、当然受け入れられなかった場合は、再度救急医療機関をいろいろと探すことが大前提となっております。その間、その方の症状にもよりますが、コロナ陽性者とかであれば保健所などに治療医療機関を探してもらうなど対応を図っております。その間、状況によっては自宅内で待機しながら、救急搬送先を探す、もしくは状況によっては救急車内に収容して救急搬送先を探すなど対応しております、放置というようなことはございません。

万が一、救急医療機関がなかなか見つからなかったと、これはコロナ流行初期でございますけれども、そのときには、先ほど申しました引き継ぎ班というものを本部職員で編成しまして、長時間救急病院先がかかりそうだというときには、一時的に引き継ぎ班のほうが現場に赴きまして、その方の観察をしております。その間、病院が決定したら、違うまた救急車を呼ぶなど対応しながら、市民の方には放置ということではなく、多少時間がかかってしまった部分については、いろいろございましたけれども、そういった対応をして取り組んでまいりました。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 救急搬送困難ということでありまして、困難を越えて、救急搬送ができなかった。病院側の受け入れもできずに、それから第7波、8波の状況の中では、施設によっては本当に数十人、あるいは施設の関係者の大半が感染をするというような事態もあったというふうに聞いています。病院も受け入れができないということであれば、搬送困難ではなくて、搬送が不能だと。そういう事態はなかったのか。そういうことに対してどういう取組をされたのか。困難といえ、最終的にはどこかに収容ができた、搬送ができたということだろうと思っておりますけれども、搬送が不能であったと。したがって、連絡が来てもできませんよと。施設にとどめておいてくださいというような事態はなかったのかどうか、そのことをまず確認をさせていただきます。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

できなかった場合というようなご質問でございましたけれども、基本的にできる前提で救急搬送を努めてまいりました。その場合、埼玉県救急医療情報システムというものがございまして、そちらのほうを活用して行っておりまして、探すという前提で行ってまいりました。

しかしながら、患者様、傷病者の方の状態など、これが保健所の方に相談した場合には、自宅で待機してくださいというようなことであつたりとか、もしくはなかなか病院が見つからなくて、症状が安定してきたというような傷病者の方については、一応搬送辞退ということになって、搬送しなかったというようなことはございました。

しかしながら、やはり呼吸器系とかで、この方は酸素飽和度が低くなっているとか、そういった状況で重症ではないかと思込まれる方につきましては、当然そのような搬送しないということではなくて、実際発熱以外に別の違う特定疾患もあつたということもあつて、なかなか医療機関が見つからなかったということがあつたのですけれども、最高で51件病院照会をしながら搬送はしております。

また、そういった病院側の実情であつたり、あとは保健所のほうも必死に病院、受入れ先を探していただいている中で、やはり時間的に一番長いときには3時間を超えるような状況もございましたが、重症だと思われる傷病者については搬送しなかったということはございませんでした。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。今、一言だけ付け加えておきますと、私が関与したというか、お話を聞いた施設の中には、もう病院は受け入れられないと。施設ではもう大勢出ていると。保健所の指導などもあり、もう救急搬送はお願いしない。施設の中で感染者とそうでない人の仕分をして、その中で必死に対応をしたと。もう救急の病院も受入れ不能だったのでよと。そういう話がありました。そういう認識を消防もある意味で掌握をされていたほうがいいのではないかとこのように思います。

あと、いっぱいありますけれども、消防団に関連しては、また次の消防の機会に、これまでの答弁も受けて再質問をする形で続けさせていただくということにしておきます。一言だけ申し上げれば、コロナ禍も含めて消防団の成り手が全国でも少なくなつて、一方では消防団は本当に頼りになるのかと、あるいは処遇などの対応は適切に行われているのかというようなことも「消防白書」などでも取り上げられているようであります。

そういうことを含めて、次の機会に再質問するということで質問を終わりますけれども、最後に本当に大きな災害がいつ起こるか分かりません。どうか消防の皆さん、さらに適切な対応ができる

ように、日頃の訓練と、それからいろんな取組というものに目配りをさせていただきたいとお願いをしておきます。よろしくお願いします。

終わります。

○高橋昭男議長 引き続き、7番、吉田俊一議員の質問を許可します。

通告第2号、7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 7番、日本共産党市議団の吉田といたします。通告をしております一般質問は、東埼玉消防指令業務共同運用連携協力実施計画についてで、消防指令業務共同運用に係る調査研究結果報告書が令和4年10月にまとめられ、同年12月には東埼玉消防指令業務共同運用連携協力実施計画がまとめられております。今、法定協議会設立に向かっての準備がこの間進められていると認識しております。この報告書並びに計画書の内容記述について質問をしてみたいです。

要旨の1は、通信指令台の設置や配置職員数についてであります。まず、令和4年の年末に東京都内で119番がつかない事態が発生したと報じられております。6市1町ではどうだったのか、もしそういった事例が発生していれば、その間つくってきた計画について見直しも必要ではないかと思っておりますが、見解を伺います。

要旨1の2点目は、職員の配置数を減らせるという調査結果になっておりますが、無理はないのか伺いたいと思っております。

3点目は、吉川市、松伏町以外の地域の情報を共同運用では共同指令センターに行った担当者が対応しなくてはならなくなります。また、他の消防本部の職員も同時に知らない地域の通報に対応するようになるはずですが、こういった幾つかの知らない地域の通報を受け持たなくてはいけなくなるはずなのですけれども、そういった点で無理がないのか伺いたいと思っております。

要旨2は、指令業務の共同運用のために調査研究がされてまいりましたが、この計画書の冒頭に消防組織の広域化や通信指令の県内一本化についての記述が盛り込まれております。消防指令の業務の共同運用について、6市1町で研究をしていくということで説明がされて理解しておりましたが、消防の県内の大きな広域化や通信指令の一本化という問題については、この間、報告を受けておりません。この内容について、もしそのことを前提に6市1町の共同運用を進めていくとすれば問題になると考えておりますが、見解を伺いたいと思っております。

要旨3、災害時のバックアップの準備について、その間、それぞれの消防組合や消防本部ごとに行われて、万が一の場合は近隣の消防組織の応援をお願いすることも想定していたのかもしれませんが、一本化した場合、災害時の対応については十分な対策を準備しなくてはいけないのではないかと思います。その件についてどのようにお考えでしょうか。

○高橋昭男議長 ただいまの7番、吉田俊一議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

東埼玉消防指令業務共同運用連携協力実施計画についてのうち2番目の指令業務の共同運用のため、調査研究がなされてきた。計画書の冒頭には、消防組織の広域化、通信指令の県内一本化について記述があるが、そのことが前提の共同運用には問題があるのではについてでございますが、以前、議員の皆様にご東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約（案）等の説明会時においてご説明させていただいたとおりでございます。

消防指令業務共同運用に係る緊急防災減災・減災事業債を申請するには、広域化について連携協力実施計画に記載の必要がございます。広域化の推進につきましては、総務省消防庁からの市町村の消防の広域化に関する基本指針及び埼玉県消防広域化推進計画により広域化の推進がなされておりますが、現時点において消防本部（局）の中では検討はしておりません。したがって、広域化が前提の消防指令業務共同運用ではございません。

次に、1番目の通信指令台の設置、配置職員数についてと、3番目の災害時のバックアップ準備についてにつきましては、指令室長より答弁いたします。

○高橋昭男議長 次に、後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 吉田議員のご質問にお答えいたします。

1番目の通信指令台の設置、配置職員数についてのうち、年末に東京都内で119番がつかない状況が発生、6市1町ではどうだったのか、もし発生していれば計画見直しが必要ではございますが、昨年末を含め、これまでのコロナ禍において6市1町を管轄する5消防本部（局）で119番通報がつかないという状況には至っておりません。

次に、職員の配置人数を減らせるという調査結果だが、無理はないかにつきましては、総務課長から答弁いたします。

次に、吉川市、松伏町以外の地域の通報を共同運用では、担当者が対応する、ほかの消防本部の職員も知らない地域の通報に対応する無理はないかでございますが、指令業務を共同処理する場合の消防指令システムにおきましても、現在、5消防本部（局）が導入している発信位置情報通知システムを活用し、高い精度で通報場所を瞬時に地図に表示することができます。また、目標物を様々な方法で検索する機能も備わっております。さらに、地理に不安のある方からの通報において、共同指令センターで要請場所の特定ができない場合については、通報者、共同指令センター及び要請場所を管轄する消防本部の三者で通話ができる機能の導入についても検討してまいります。

次に、3番目の災害時のバックアップ準備についてでございますが、これまでの報告会でもご説明いたしましたとおり、共同指令センターの耐震性を高め、非常用発電設備を充実させること、また通信回線の混線や断線に備え、専用回線を複数用意することなどが挙げられます。

さらに、共同指令センターで対応が困難となった場合に備え、各消防本部（局）が直接119番通報を受信できるように回線を切り替えるなどの対応も検討してまいります。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

東埼玉消防指令業務共同運用連携協力実施計画について、1番目の通信指令台の設置、配置職員数についてのうち、職員の配置人数を減らせるという調査結果だが、無理はないのかについてでございますが、東埼玉消防指令業務共同運用連携協力実施計画の人員の効率的な配置、現場要員の増強及び人材育成についてに記載のとおり、消防指令業務の集約により、5消防本部において配置している指令室の人数よりも4人から9人程度の削減を見込んでおります。

これは消防指令業務共同運用に係る調査研究結果により、必要とされる指令台数から必要最低人員を算出し、業務上の効果、効率性等を総合的に検証し、最も適した勤務ローテーションとした場合の休暇や研修等を考慮した人員を加えた削減数となっており、検証結果のとおり、無理はないものと考えております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 最初に、県内一本化の指令共同運用という計画、県の構想ですが、そういうものが実存していて、そういうものについては地理的な要因も度外視していますし、過去に、三、四年前に第3ブロック、第4ブロックの広域での共同運用の任意協議会も開かれましたが、やはり無理があって一回破綻しているようです。

やはり政府の方針書や埼玉県の方針の中には、無理なものもたくさん入っておりますので、そこについてはやはり一線画して、この6市1町管内あるいは吉川松伏消防管内の通信業務がきちんと行われることを最優先していただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

通信職員の配置については、全体で通信指令員が39人、毎日勤務の職員が6人、合わせて45人という計画になっております。通信の部分だけを見ますと、現在6市1町の消防の中では71人通信の係がいらっしゃって、これは39人になるということで随分大きく減る予定です。

吉川松伏消防組合では、現在は12人の通信員の体制で、それが4人になるということで、現在は2交代制で新しく共同運用になると3交代制になるというような記述もありますが、現状の通信の業務の実態と今後、想定される通信の業務の内容的にはどう変わるのか、また具体的に無理がないのか、再度答弁いただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症の関連で病院に搬送されなかったとか、あるいは自宅待機の方がたくさん出ていたとか、そういった報道が、特に令和4年の年末は感染者が急増した関係もあって報道されています。こういう特殊な事例ではあります。そういった関係で119番の通報も増えたのだと思います。さらに、1件当たりの対応しなくてはいけない時間も、もしかすると増えたのではないかと。さらに、出動する部隊との関連で、最終的に出動した部隊が仕事が終わらなくて、次の任務

に移るまでの時間が長ければ、最終的には回らなくなっていくはずなのですが、そういった点は今まではそれぞれ吉川松伏消防管内で緊急な体制を組んだり、工夫して乗り切ってこられたと思うのですが、それが通信指令の共同運用になったときに、そういうことが可能なのか、緊急時に対応できるような体制が維持できるのか伺いたいと思います。

災害時のバックアップ問題については、共同センター自身の強化の問題と、それが機能しなくなったときに、一部機能を元の、例えば吉川松伏消防本部に移す可能性もあるということで理解したのですが、その回線を切り替えて共同指令センターで受けていたものを吉川松伏消防のほうで受けるといふ形になるのか、ちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

基本的には、通信の機材が高性能になってきて、共同センターのほうで場所の特定や位置の確認ができるようになるということですが、なかなか難しい場合は、各消防署と三者で連携するシステムを検討しているというお話でしたが、今、通信機材の進歩がすさまじいですから、そういった機能を持つことができるかもしれませんが、それに対応する職員の問題もそこには出てくるのではないかと。吉川松伏の消防署ごとに万が一共同指令センターのほうから一緒に対応してくださいということで通信が来たときに、対応する職員の余力が現状であるのか、なければ補充しなくてははいけなはずだし、その点どんなようなことを想定しているのか伺いたいと思います。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 吉田議員の再質問にお答えいたします。

初めの質問の6市1町の優先を考えて指令共同のほうを優先的に行ってまいりたいというお話がありましたけれども、埼玉県推進計画の中では一元化という言葉が出ていますが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、消防本部においては消防業務の一部として指令業務の共同を検討させていただいているところでございます。5消防本部におきまして、令和2年から勉強会を行った中で、スケールメリットが十分図れるというふうなことでございましたので、そういった研究を進める中で協議をこの先も進めていきたいというふうなことを考えている中でござりますので、どうかご理解をしていただければと思います。

○高橋昭男議長 次に、後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

指令員の人員の関係ですが、現在の5消防本部（局）の指令員71名から39名になることについてでございますが、これにつきましては先ほど総務課長からお話がありましたとおり、調査研究の中で精査をされているところでございまして、吉川松伏消防組合は現在12名の指令室員から派遣者として指令センターへの派遣人員としては4名になるわけですがけれども、現状の勤務状況につきましては吉川松伏消防組合については2交代制で現在行っておりまして、当直勤務する人数につきましては3名から4名の指令室員で勤務しておりまして、その中でどうしても夜間の通信時間帯につき

ましては、指令室員も仮眠を取る必要がございますから、吉川署の消防署の職員に協力を求めて、吉川消防署の職員と指令室員で夜間については連携をして受信体制を構築しているところでございます。

共同指令に移行後は3交代制になります。1班13名というような人員配置で行っていきます。その中で昼間につきましては問題はないのですが、夜間帯のシフトにつきましては、今後、検討を進めてまいるところでございます。

それと、コロナ禍における4年中の119番通報処理件数の増加に伴いまして、先ほども申し上げました5消防本部（局）管内で119番通報が繋がらなかったということはなかったわけですが、トータル調査研究結果報告の調査時期から比べますと、119番通報等処理件数につきましては増加はしているところなのですが、これまでのコロナ禍における指令業務の中で、医療機関や各種相談窓口につながらず、消防署へ連絡があるようなケースも多くあったことから、今後の新型コロナウイルス感染症法の位置づけの変更による医療の提供体制でありますとか、各種相談窓口の体制、この先の人口動態などに注視しながら、状況によっては輻輳モードを活用するなど必要な指令台数の検討を引き続き検討してまいりたいと考えております。

それと、バックアップの問題のところなのですが、先ほども申し上げたところ、プラス119番通報の通報時間につきましては、当然コロナ禍における必要な感染防止のお願いでありますとか、その部分はプラスされるところではあるのですが、極端に通報が長くなるということもございません。あとは、保健所から直接119番、救急要請を受けることもあるのですが、極端に長くなるということもございません。119番通報が受けられないということも特にございませんでした。

それと、バックアップのところでございますが、最終的に指令センターで119番が物理的に受けられないような状況になった場合、先ほどもご説明いたしましたとおり、5消防本部それぞれの消防本部で119番を直接受けるというようなシステムについても現在、検討を進めているところでございまして、これも既存の各消防本部、5消防本部（局）に第3ルート、アナログ回線をもともと引き込んでおりまして、そのアナログ回線を活用して、そこへ回線を切り替えて、今持っているそれぞれの消防本部のアナログ回線を使って各消防本部が119番を受信するというような体制について、現在、検討を進めているところでございます。当然地元各消防本部の職員が受信することになりますことから、その受信体制につきましては、今後さらに調査研究を進めてまいりたいと考えております。

関連する部分でありますと、その場所、地理不案内の方からの119番通報で、いわゆる三者通話、そのような場合に地元の各消防本部の職員が対応するようなこととなりますことから、そこに当たる消防署の職員の体制につきましても、今後、どのような体制が望ましいのかも引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 この間、出されている計画書の中では、まだ触れられていない、現在も検討を始めてはいる問題が幾つかここでも報告があったところですが、非常に重要な問題だと私は思っているのですが、今回、法定協議会を設置して、計画では何年後かにこの運用を始めたいというような、そういう構想なのですが、今おっしゃっていたいろんな検討課題というのは、ここ1年ぐらいできちんと結論が出るような内容のものなのでしょうか。

急いで共同運用をスタートするのではなくて、きちんと準備をして進めるべきものなのか、その辺の判断があらうかと思うのですが、この間、任意協議会の中では、協議した内容を議会にその都度、進行状況を報告いただいて、議員からも質問をさせていただきながら、取りまとめをしていただいた経過があるのですが、そういったやり方は非常に丁寧だと評価はしているのですが、今の段階でもまだ具体的にどうするかよく分からない問題、検討中の課題、これらについても今後、法定協議会を立ち上げるにしても、立ち上げないにしても、きちんとその都度議会にも報告をしていただきながら、住民の皆さんが安心して対応できるのか、私たちとしてはチェックしないといけないかなと思っているのですが、その点どういうふうにお考えか伺いたいと思います。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 それでは、吉田議員の再質問にお答えいたします。

任意協議会を立ち上げまして、その間、議員の皆様にも説明会を設けてご説明させていただきました。その後、また議案で提出するのですが、議決を受けたとしまして、法定協議会を立ち上げたとしました後には、最初に議員の皆様にも改めて報告させていただきたいというふうに思っております。

その後、先ほどのような検討事項があるご質問にもありましたけれども、委託業務についてとかにつきまして詳細なところにつきましては、これから検討に入っていきます。実際に指令について、各災害種別がちょっと違っていたりとか、各消防のほうも細かなところが違っていたりしますので、そういったところを取りまとめた上で検討していくのですが、重要事項に関しましては吉川市議会議員の皆様と松伏町議会議員の皆様にお伝えしていきますので、そういった中で時期は今いつとは申し上げられないのですが、丁寧な説明はさせていただくような形で考えてはおります。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 今後の議案の関係もありますが、いずれにしても議会議員に対しては説明を

丁寧にしていただけるといふ答弁だったと思います。

細かな話に質問を変えますが、住民の皆さんにとって、この間、救急がうまく動いていないみたいな話の報道が、対応できないというか、コロナの感染の搬送などで対応できないということで不安感はたくさん今あるのです。それで、6市1町の指令業務の共同運用をしたときに、それがきちんとできるのかどうかというところが一番不安の材料になる点だと思っておりますので、先ほど挙げてきました通信員のシフトの問題であるとか、あと災害時のバックアップ問題等については大丈夫かしらという声も出るわけです。

今、答弁の中にあつた共同通信センターが119番を受けられないときに、それぞれの消防局で119番を受ける体制を検討されているというお話、報告があつたのですが、そうしますと今ある通信指令施設をそのまま残す形になるのか、非常時の臨時の通信、119番を受ける通信施設として現状よりも機能が少なくなるのか、共同運用にすることで、現在の通信台だとか高価な施設は要らなくなってしまうのか、そういうイメージもちょっとあつたので、そうするとまた同じ施設をつくらなくては行けないか。となれば、あまり共同運用のメリットもなくなるというか、そういうようなイメージも今の答弁だと出てくるわけなのですが、どのような構想で共同運用をやつた場合、吉川松伏消防の機能を維持したりバックアップ体制をつくるのか、もう少し説明いただけるとありがたいと思つています。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 吉田議員のご質問にお答えいたします。

バックアップの部分の共同指令センターで119番通報が受信できなくなった場合の地元での受信の部分につきましては、いろいろな選択肢、方法がございまして、その中でどの方法がいいのかというところを今検討は進めているところなのですけれども、現在ある指令室の機能、機器も含めて、それと同じようなものが置かれるというイメージではなく、例えば簡易的な、電話機につきましても今のようなシステムではなく、本当に119番の通報者からの受信を受けるだけ、ご家庭にあるような通常の電話機だけを設置するのか、あとは当然場所を特定するに至りましては、どうしても地図が必要になってきますので、そういった地図を検索する装置、あとは部隊を編成する装置、これにつきましても現行の指令台と同じようなものではなく、あくまでも簡易的に場所を特定をして部隊を編成して、指令をかけるまでのあくまでも簡易的な、イメージといたしましてはノートパソコンみたいな簡易的なものもございまして。

そういったものを活用しながら、必要最低限、非常時でありますので、必要最低限の機器、費用の中で最低限のことをできるような形で現在進めているところですので、まだどういふふうな機器を導入しようという決心には至っていないのですが、検討の段階であるということでご理解いただければと思つています。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 検討状況についての内容は、分かりました。ただ、共同運用に係る費用の計算の中に、そういったバックアップや非常時の準備に係る設備等の購入代金とかが入っているのか、それは新たに付け足さなければいけないのか、その辺説明いただきたいと思います。

先ほどお尋ねした中で、ちょっと答弁がよく分からなかった点をもう一つ伺いたいのですが、共同通信指令センターで解決できないケースの場合、場所の特定などをした場合に、消防署のほうと三者で話すシステムを検討されているということで、その場合の受入れ態勢、吉川松伏消防のほうの受入れ態勢の問題で消防署にそういった対応する職員がいるのか、あるいは本部にそういうのをつくるのか、その辺ちょっとイメージがよく分からないのですが、その辺をもう少し説明いただきたいと思います。

○高橋昭男議長 答弁を求めます。

後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 吉田議員のご質問にお答えいたします。

バックアップの部分の費用についてでございますが、調査研究結果報告などで積算しております部分の費用につきましては、あくまで機器など基本的にはそういった費用になりますので、バックアップの部分につきましては、今後、そこにプラスアルファされる部分もあるかとは思われます。そのバックアップの方法につきましても、本当に手法によって費用に差がすごくありますので、費用対効果など考えまして、またどの方法がよいか、今後、検討してまいりたいと考えております。

三者通話の場合の地元の消防職員が対応する部分につきましては、消防署での職員が対応するのか、消防本部の職員が対応するのか、この辺も当然いつ、どのタイミングでそういった要請があるか分かりませんので、常にそういった対応ができる職員を常駐しておく必要がございますので、消防本部の職員がいいのか、消防署がいいのか、その辺も含めて常にどういったときでも受信ができるような体制を検討するというようなことで考えております。まだどちらがよろしいのかというような検討の結論に至っていない状況でございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 6市1町の指令の共同運用によるスケールメリットが期待できるということで調査研究がされて、報告書上では人員の面と費用の面でかなり効果が出るという内容になっているわけですが、先ほどちょっとまだ今後検討の余地、検討しなくてはいけない課題があつて、それについては全てが現在の計画書に載っているわけではないという部分が明らかになったと思うので

すが、その点について職員の配置についてはかなり減ってはいるから、その減った分に対応ができるようなものなのか、それであれば成り立つのですが、さらにもっとたくさん人がいるということになれば、共同運用そのものがあまり効果がないという話になるわけですが、その辺一つ確認したいのと、費用面であくまで緊急時の対応の資機材を用意して、費用対効果もあるので検討するというお話ですが、そういったものを購入した場合に、先ほど計画書で出ているスケールメリットによる財政効果が認められるのか、結局、御破算で同じくらいであればあまり効果がないということになるのですが、その辺の見通しを確認したいと思います。

○高橋昭男議長 答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 吉田議員のご質問にお答えいたします。

三者通話もしくはバックアップ等で、こちらで119番を取ったときの職員の余力というのでしょうか、そこにつきましては、消防指令業務を集約することによって、現在、指令室12名の職員がいるのですけれども、令和8年4月1日から、ここで議決をいただいたら4名の派遣になります。日勤者1名というところで、7名の職員の余剰ができる、指令員数を削減できるというところがありまして、うまくその7名を活用しながらバックアップもしくは三者通話のそちらのほうにあてがうことは可能だと認識しております。ですので、問題はないかと思っております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 通信指令業務の現在の状況は、前の前の答弁で通信員が3名のほかに、消防の職員も協力してもらって現在は回しているようなお話で、1人確保するにしても大勢の人の協力がなくて夜間は回らないという、現在、当吉川松伏消防も状況があるという認識で聞いていたのですが、そうすると先ほど共同運用によって定数は一定、7名ぐらい確保できるような話はしていましたが、それで実際に足りるのか、その人たちだけでやらせて足りるかということになると、足りない可能性があるのではないかとこのように考えています。現場の職員とうまく協力してやれる体制が組めるのであれば可能でありますけれども、過剰な負担になってしまうとすると、またそれも問題かと思うのですが、その辺どうでしょうか。

あと、さっきお金の問題について、今後、計画に盛り込めていない費用の存在があるということには分かりましたが、その額がそう大きなものでなければよしとできますが、額が大きいものになれば計画そのものをもう少し洗い直す必要があるのではないかとこのように思うのですが、どの程度なのか伺いたしたいと思います。

○高橋昭男議長 答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど指令員の削減ができるということで、7名程度というところでさせていただいて、実際に7名で対応できるかというところ、そこはまだはっきりは、どういう業務がされるかというのは明確にはまだされていないので、7名でできるかというところ、そこはまだ不明なところがございますが、日中に大した問題はないと思うのですが、夜間になりますと、やはり後藤室長からありましたとおり、今までどおり夜間になると消防隊に協力をいただくことがあるかと思えます。吉川消防署の中で一つの案としては、全体でバックアップだったり三者通話も対応していくというのも一つの考え方があるのではないかと考えております。

以上でございます。これ以降の金額追加等は後藤室長から答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

○高橋昭男議長 後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 吉田議員のご質問にお答えいたします。

バックアップに係る費用の部分につきましては、まずどういったバックアップの手法を取るかというところをまず決めないと金額が出てこない部分もございます。それと金額につきましても、119番回線を例に例えますと、119番の専用回線、そちらを引き込む方法などもどういう、例えば地上を通すのか、地下を通すのか、そういった方法によっても金額が変わってくる部分もございます。あとは、電話局についても同じ電話局から複数引き込んでくるのか、また電話局も別の電話局から引き込む手法を取るのか、その辺によっても金額に差が出てきます。

あと、この段階で見積りが取れないような部分もございます。その運用開始から数年前でないと見積りが出せないというようなものもございますので、今ここで金額のほうを詳細に算出することはちょっと困難でありまして、そこはちょっとご理解いただければと思います。

以上でございます。

○高橋昭男議長 再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 計画書によるとスケールメリットが得られるということで、共同運用によって住民の皆さんに迷惑がかかるような体制になってしまわないということが大前提でありますから、今の仕事のやり方が変わりますから、それに対応するやり方を準備しなくてはいけないということで今質問していたのですが、明確な詳細な内容がまだ決まっていないということは理解して、それにどの程度費用がかかるかというところで、全体の計画の中で、それが物すごく費用がかかるということで、それであれば計画そのものも見直さないといけないという規模になってしまったか、それなりの費用はかかるけれども、全体の計画そのものを揺るがすような中身にはならないのかというところの見極めが主体ですが、その点どのようにお考えか伺いたいと思います。

○高橋昭男議長 答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 吉田議員のご質問にお答えいたします。

市町民に不利益にならないのかというところで、金額の関係なのですけれども、計画書のほうに総トータルでいうと整備だったり更新を含めると十数億円、12億円等削減、吉川松伏消防組合に対しては10年スパンで見ると7億円程度の削減ができるところでございます。今の金額を多めにというか、かかってもこれぐらいであろうという概算でありますので、大幅な金額には跳ね上がるということはないかと思っております。ただ、コロナ禍というところで、今、物価が上昇していることから一概に金額が上がるかもしれないということもあり得ると思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

○高橋昭男議長 再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 10年間で7億、吉川松伏消防組合として財源が効果があるということなのですが、1年間当たり7,000万という見込みで今は持っていらっしゃると。結構大きな額だから、それに対応、さらに経費が出ても対応できそうなイメージではあるのですが、専門の特注の機材だとか、さっき言った非常時の整備もそこそこ費用がかかる問題なのですが、そういう問題トータル合わせてメリットが出るのか、そういうところがちょっと判断に迷うところなのですが、正確な金額が分からなくたって、大体の概算でも構わないのですが、その辺の見通しをどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○高橋昭男議長 答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

概算というところでお伝えしますと、後ほど当初予算で計上させていただいているのですが、令和5年度では199万8,000円、令和6年度では566万6,000円、令和7年度では4億118万2,000円、令和8年度では2,202万1,000円となっております。共同運用のそのメリットというところでありまして、現在、全国の消防で46地域193消防本部で共同運用を実施しておりますので、デメリットというところがないというところで認識しております。万が一デメリットがある、その地域の実情にもあるかと思うのですが、そこで更新時期とかが合致して共同運用をやろうとなったときには、デメリットがないものと感じております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 財政的なメリットのことについて、先ほど計画書で計上されているものと計上されていないものが、されていないというか、これから精査しなくてはいけない部分があるとい

うお話を聞いた前提で、その規模が全体のスケールメリットに対してそんなに大きくない規模で今後、経費の支出があるということであれば、それを引いてもスケールメリットがあるのだよということであれば、そうですかという話なのですが、その辺が分かるのか分からないのか、ではまず聞きたいと思います。

今の答弁は、デメリットは一切ないというふうな言い方でありましたが、それを聞いているのではなくて、財政面で今ある計画書で、それに載っていない支出について、正確にはなくてもいいけれども、概算でもそれが支出されたとしても、トータルとしてどうなのかということを知りたいということなので、答弁できればご答弁していただきたいと思います。

○高橋昭男議長 答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、吉田議員の質問にお答えいたします。

共同運用のメリットというところは、先ほども吉田議員からお伝えしていたとおり、財政面だったり人事面もというところでございまして、財政面につきましては共同運用のメリットというところですので、必ずメリットはあるかと思っております。今後、消防組合が、万が一単独で消防を通信指令室を維持したときを比べれば、財政面では負担にはならないかと思っております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 再質問はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 共同運用のメリットが一応あるという計画書にはなっているのですが、先ほどから繰り返していますが、この計画書にはまだちょっと載せ切れていない部分があるのだという話で、その部分が正確には今分からないという話なのだけでも、それで精査して、これだけの施設を追加しなくてはいけないというのが、どの程度になるのかということが全然分からないのか、それも見込んで何とか全体としてのスケールメリットは出るだろうかという判断を知りたいということなのです。答弁ができなければ、今は答弁できないということで答えてもらったほうが分かりやすいと思います。

○高橋昭男議長 答弁を求めます。

黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 それでは、吉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

計画書の中では、そのように概算が記載されているところがございますが、それ以外の費用につきましては、これから精査していくところがございます。それで、埼玉県におきましても、他の地域におきましても共同指令を行っているところは実際にはありますし、今検討しているところもございます。そういったところを参考にしながら、金額の、そちらのほうを具体的にどのくらいになるのかというところは検討していきたいなというところではありますけれども、単独整備費用を大

きく超えていくようなことには、実際に今、はっきりは分かりませんが、ならないというふうな認識ではいるところでございますので、ご理解いただければというふうに思っております。
以上です。

- 高橋昭男議長 以上で一般質問を終了いたします。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時42分

- 高橋昭男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 高橋昭男議長 日程第7、第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

- 中原恵人管理者 それでは、第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度が同法の適用となることに伴い、準用する条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。

- 高橋昭男議長 次に、黒田信浩消防長。

- 黒田信浩消防長 それでは、吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

主な改正内容につきましては、管理者よりご説明がございましたとおり、国の個人情報保護に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、令和5年1月1日から地方公共団体の個人情報保護制度が同法の適用となり、吉川市の条例につきましても廃止や一部改正などの対応が取られております。当消防組合が吉川市の条例を準用している吉川市個人情報保護条例が廃止され、新たに吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、準用する条例の一部を改正させていただ

くものでございます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、飯島正義議員。

○4番 飯島正義議員 第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

本議案の内容は、これまで吉川市個人情報保護条例を準用していたものを吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例に変えるものです。法律施行条例制定の背景には、国の改正、個人情報保護によって市町村それぞれの個人情報保護条例は廃止され、法律施行条例に変えるように求められていることがあります。

しかし、この法改正により、匿名加工した個人情報を企業へ提供する仕組みがつくられ、国、県は義務化されております。吉川市において匿名加工情報の導入は見送られていますが、国や県と共有している個人情報が匿名加工され企業へ提供されることに対して、市、町がチェックすることができないなど大きな問題点があります。

日本共産党吉川市議員団は、吉川市議会へ提出された吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例に反対しています。また、松伏町議会でも日本共産党議員団は、同法律施行条例に反対をしており、第1号議案に対しては反対をいたします。

○高橋昭男議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○高橋昭男議長 挙手多数であります。

よって、第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第2号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第8、第2号議案 吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第2号議案 吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例についてご説明をいたします。

本案件につきましては、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえた地方公務員法が一部改正されたことに伴い、所要の改正等をするものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。

○高橋昭男議長 次に、黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 第2号議案 吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例についてご説明いたします。

主な改正内容につきましては、先ほど管理者よりお伝えいたしました地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正等をさせていただくものでございます。また、同じく地方公務員法の一部改正に伴い、吉川松伏消防組合におきまして準用しております吉川市職員の定年延長等に関する条例の一部が改正され、定年の段階的な引上げを行うことにより、吉川松伏消防組合職員の再任用に関する条例を廃止し、暫定再任用制度及び定年前短時間勤務制度など定年引上げ期間中の継続雇用を行うための措置をするものでございます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、2番、伊藤正勝議員の質疑を許可します。

通告第1号、2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、質問をいたします。

質問の第1番目は、もう一言、この改正の条例、提案者としては何がポイントだというふうを受け止めているかということを確認の意味でお伺いします。

関連して、再任用職員、現在の人数、これが65歳の定年延長ということが令和5年度より始まるわけでありまして。その推移と最終、30年度の人数の見通し、さらに60歳以上の処遇の内容はどういうことになるのかと。定年は延長されても、一切昇給はないのか、あるいは退職金への加算はどういうことになるのかということも併せて伺い、職務の内容や配置、いろいろ難しい点があると思いますけれども、現時点での考え方をお伺いいたします。

当然定年が延長ということは、そのままであれば新採用の職員などへの影響が出ざるを得ないというように考えますけれども、定数変更の見通し、最近の現状を含めて今後の見通し、考えを伺っておきたいということでもあります。

関連して、やはり定年延長、一方では働き方改革、育休なども当然の据え置きということになっ

ているかと思えます。それらの状況も踏まえて、会計年度職員の活用状況、消防の場合はどういふふうになっているのか、今後の活用の方針も含めて伺っておきます。

以上。

○高橋昭男議長 2番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、伊藤議員の質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目のこの議案のポイントの説明についてでございますが、2つございます。まずは、定年引上げによる地方公務員法に伴う所要の整備の改正となっております。同じく地方公務員法の改正により、職員の定年が引き上げられ、吉川松伏消防組合において準用しております吉川市職員の定年等に関する条例の一部が改正されたことに伴い、関連する吉川松伏消防組合職員の再任用に関する条例を廃止し、改正附則で経過措置を定めたものでございます。経過措置の内容でございますが、現在の再任用制度と同様な制度を継続するためのものでございます。

2点目の再任用職員の現在の人数でございますが、再任用職員の現在の人数は1名でございます。

次に、令和30年度時点での60歳以上の職員数でございますが、全ての職員が65歳の定年まで勤務したことを前提とした場合、21名となる予定でございます。

次に、推移と見通しでございますが、定年引上げが完了となる定年年齢が65歳となります令和13年度末の60歳以上の職員数は15名となっており、その後は徐々に増加し、30名前後の職員で推移、令和21年度以降、減少していく予定でございます。60歳以上の職員が一番多くなる年度は、令和17年度、35名であり、割合につきましては20.7%、平均年齢は46.1歳となる予定でございます。

3点目の60歳以上の処遇の内容、職務内容の配置の考え方につきましては、昇給等は再任用の方はありません。退職金も不利益にならないように60歳でやめたとしても不利にならないような対応となっております。また、配置についてなのですけれども、配置につきましては既存のポストを活用した中で、職員の経歴や知識を活用し、適材適所への配置を検討しております。今後、当該職員の増加も見込まれることから、職域確保のため工夫や取組なども検討していかなければならないと考えております。

4点目の新規採用職員への影響、定数変更の見直しはについてでございますが、新規採用につきましては65歳の定年退職者または退職者の補充としての採用を考えております。

また、定数変更でございますが、退職者の人数は段階的に増加し、最高で11名の退職者が発生する年度がございますので、住民サービスや消防力の低下を招かぬよう、前倒しの採用を行うとともに、新規採用職員数の平準化した計画を検討しております。

続きまして、5点目の会計年度職員の活用状況の今後の方針でございますが、現在、当消防組合におきましては、会計年度職員はおりません。また、今後における会計年度職員の活用は、今のところ考えておりません。今後、様々な働き方の選択等により組織が活性化し、住民サービスの向上

につながるよう、あらゆる視点から勤務体系などを検討してまいります。

以上でございます。

○高橋昭男議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 これより第2号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案 吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する等の条例は、原案のとおり可決されました。



◎第3号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第9、第3号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第3号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置についてご説明いたします。

本議案は、越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合において、東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により提案するものです。

本協議会につきましては、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、さらに質の高い消防指令業務を展開するとともに、消防行財政の合理化及び効率化を図るため規約を定め、本年5月1日から協議会を設置し、令和8年度から消防指令業務の共同運用を目指すものでございます。

なお、規約の内容につきましては、消防長から説明をさせていただきます。

○高橋昭男議長 次に、黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 それでは、東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約についてご説明をいたします。

お手元に東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約をご用意いたします。本規約は、全24条から構成されており、主な内容につきましてご説明をいたします。初めに、第1条では、この協議会は、複雑多様化する消防需要を広域的に対応し、さらに質の高い消防指令業務を展開するとともに、消防

行財政の合理化及び効率化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的としております。

第2条では、協議会の名称を東埼玉消防指令業務共同運用協議会としております。

第3条では、協議会を設ける団体は、構成する5消防本部（局）としております。

第4条では、協議会の担任する事務は、構成団体の区域における災害通報の受信、出動指令などを管理し、執行するとしております。

第5条では、協議会の事務所は、越谷市大沢二丁目10番15号、越谷市消防局内としております。

第6条では、協議会は、会長及び委員4人をもって組織するとしております。

第7条では、会長は、第1項で、越谷市消防長の職にある者を充てるとしております。

続きまして、2ページをお開きください。第8条では、委員は、第1項で構成団体の消防長であって、会長以外の者を充てるとしております。

第9条では、会長の職務代理を定めるものでございます。

第10条では、職員は、第1項で職員の定数及び当該定数の配分については協議会の協議によりこれを定めるとし、第2項で、会長は構成団体の消防長の推薦に基づき選任するとしております。

第11条では、事務処理のための組織を定めるものでございます。

第12条では、会議を定めるものでございます。

第13条では、会議の招集を定めるものでございます。

続きまして、3ページをご確認ください。第14条では、会議の運営を定めるものでございます。

第15条では、構成団体の長などの名において事務の管理及び執行を定めるものでございます。

第16条では、経費の支弁方法は、第1項で協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、構成団体が負担することとし、第2項で構成団体が負担すべき額の負担割合は、別表のとおりとし、第3項で前項の規定による負担金を越谷市に納付するとしております。

続きまして、4ページをお開きください。第17条では、歳入歳出予算は、前条第3項の規定により、納付される負担金及び繰越金、その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する全ての経費をその歳出とするとしております。

第18条では、歳入歳出予算の調整を定めるものでございます。

第19条では、予算の補正は、第1項で、会長は協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、会議を経て、これを行うことができるとしております。

第20条では、決算等について、会長は、毎会計年度終了後三月以内に協議会の決算を作成し、会議の認定を受けなければならないとしております。

第21条では、財産の取得、管理及び処分の方法を定めるものでございます。

続きまして、5ページをご確認ください。第22条では、その他の財務に関する事項を定めるものでございます。

第23条では、協議会の解散の措置を定めるものでございます。

第24条では、協議会の規定を定めるものでございます。

附則につきましては、令和5年4月中に埼玉県知事への届出が必要となることから、施行期日を令和5年5月1日からとするものでございます。

以上で、東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約のご説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、4番、飯島正義議員の質疑を許可します。

通告第1号、4番、飯島正義議員。

○4番 飯島正義議員 4番、飯島正義です。第3号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置について、3点伺わせてもらいます。

①、消防指令業務共同運用により運用するシステムの共通化または調整などは、いつ、どのように行われるのでしょうか。

②、消防指令業務共同運用のために吉川松伏消防組合が準備する機材はあるのか、費用はどのくらいかかるのかお尋ねいたします。

③、共同運用になった場合、現場からの指令室に電話が入り、相手の方と指令員とのやり取りは、土地勘などを考えたときに1対1の対応で大丈夫なのかについてお尋ねいたします。よろしく願いします。

○高橋昭男議長 4番、飯島正義議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 飯島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の消防指令業務共同運用により運用するシステムの共通化または調整などは、いつ、どのように行われるのでしょうかでございますが、共同消防指令センターで運用するシステムにつきましては、大きく分けまして指令台を含みます消防通信指令システムと消防救急デジタル無線設備になります。現段階におきましては、5消防本部（局）の全部更新時期を勘案した中で、これらのシステムを共同運用に併せて一括更新することも含め検討しております。

契約方法につきましては、今後、詳細に検討してまいります。各システムの機能が最大限発揮できますよう、令和5年度に予定しております基本設計の段階で詳細に検討してまいります。

2点目の消防指令業務共同運用のために吉川松伏消防組合が準備する機材はあるのか、費用はどのくらいかかるのかでございますが、調査研究結果報告書の7共同消防指令センターに関する経費の概算費用についてに記載のあります共同運用する場合の共通整備費及び共同運用する場合の単独整備費以外に吉川松伏消防組合が事前に共同運用に係る機材として準備や負担するものは、現時点ではありません。

3点目の共同運用になった場合、現場から指令室に電話が入り、相手の方と指令員とのやり取りは、土地勘などを考えたときに1対1の対応で大丈夫なのかでございますが、先ほどの一般質問の

中でお答えいたしましたとおり、指令業務を共同処理する場合の消防指令システムにおきましても、現在、5消防本部（局）が導入しております発信地位置情報通知システムを活用し、高い精度で通報場所を瞬時に地図表示することができます。また、目標物など様々な方法で検索する機能も備わっております。さらに、地理に不安のある方からの通報において、共同消防指令センターで要請場所の特定ができない場合については、通報者、共同消防指令センター及び要請場所を管轄する消防本部の三者で通話ができる機能の導入についても検討してまいります。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ほかに質疑はありませんか。

4番、飯島正義議員。

○4番 飯島正義議員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、①についての再質問をさせていただきます。まず、119番通報があったときに、位置情報が示される通信システムであると認識しております。現在の運用で消防職員が現地調査を行い、新しい住所などを入力して、システムを補強していると聞いております。これまで手作業で補強した住所情報にきちんと引き継がれるようになっているのかどうか、検討されているかお尋ねいたします。

それと、先ほども吉田議員のほうから質問がありましたけれども、協議会での検討内容など今後とも議会に対して報告や説明をするべきことと考えますが、見解を求めます。

それと、2番目につきましては、分かりました。

③番の質問ですが、三者体制で現地の確認をすることで大丈夫というふうに考えてよろしいのでしょうか。市によっては、同じ場所の同じ地名の場所に誤って出場した等の事例も聞いております。特別な対策が必要ではないでしょうか。また、通信指令センターと119番通報者とのやり取りについて、出動予定の消防署の職員も加わる仕組みを検討しているとの説明でしたが、消防署で対応する職員の配置は、これまでの職員配置で間に合うのか、新たに補強配置が必要なのでしょうか、この点についてお尋ねいたします。

○高橋昭男議長 答弁を求めます。

後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 飯島議員のご質問にお答えいたします。

これまで各消防本部（局）が補強した住所情報は、きちんと引き継がれるのか、またどのように検討されているのかになりますが、それぞれの地域にお住まいの方の住所情報や目標物などの情報につきましては、日々内容を更新しながら要請場所の特定や遅れや間違いが生じないように対応しております。これらの様々な情報を共同指令センターのシステムにデータ移行することで、これまで行っていた指令業務と同様に対応できるものと考えております。

次の協議会の検討内容の議会に対しての報告や説明につきましては、総務課長から説明させます。

次の共同指令、市によっては同じ地名の場所に誤って出場した事例も聞いておりますというようなお尋ねでございますが、こちらにつきましても各消防本部（局）が現在行っている指令業務においても隣接市に同じ地名があることや、管轄する地域内に同じ名称の建物が存在することがございます。これらの同一名称の対応につきましては、現在においても新任の指令員研修などで情報共有をしており、共同指令センターの運用開始前の研修などの機会にしっかりと情報共有をいたしまして、万全な体制で臨んでまいりたいと思っております。

それと、共同指令センターと119番通報者とのやり取りに消防署の職員も加わることで、これまでの職員配置で間に合うのかというようなお尋ねでございますが、地理に不安のある方からの通報に対する三者通話機能の導入に向けた検討と併せまして、その通話に対応する消防署側の体制につきましても今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、飯島議員の再質問にお答えいたします。

今後も議会に対して報告や説明をすべきことと考えます。意見を求めますについてでございますが、一般質問の中で消防長が答弁いたしましたとおりでございますが、構成する5消防本部の全ての議会において議決をいただきましたら、所定の手続を経て、5月に法定協議会を設置する予定でございます。この法定協議会の設置は大きな節目となりますことから、全議員の皆様を対象とした説明会を開催する予定でございます。

それ以降の説明会につきましては、今までの重要な協議内容から詳細な運用の取決めなど協議をすることとなりますので、必要に応じて消防組合議会議員の皆様を対象とした説明会を予定しております。

なお、法定協議会の中で重要な事項の変更または報告する必要がある場合には、全議員の皆様を対象とした説明会を設けたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○高橋昭男議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第3号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置については、原案のとおり可決

されました。



◎第4号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第10、第4号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

監査委員の審議に入りますので、地方自治法第117条の規定により、2番、伊藤正勝議員の退場を命じます。

〔2番 伊藤正勝議員退場〕

○高橋昭男議長 提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第4号議案 監査委員の選任についてご説明いたします。

本案につきましては、議会選出の監査委員でありました岩田京子氏の議員辞職に伴い、新たに選任する伊藤正勝氏について同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 異議なしと認めます。

これより第4号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、2番、伊藤正勝議員の入場を認めます。

〔2番 伊藤正勝議員入場〕



◎第5号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第11、第5号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第5号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましてご説明をいたします。

令和5年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を18億81万2,000円とするものでございます。令和4年度当初予算と比較いたしますと1,822万4,000円、約1.0%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、車両更新などの普通建設事業の増加によるものでございます。

令和5年度の予算編成に当たりましては、物価の高騰等社会情勢が大きく変化し、経済に大きな影響を及ぼしているところではございますが、車両や施設の整備及び維持管理に係る経費を効率的に配分することで、消防力の維持、強化を図る予算といたしました。また、消防団については、車両や装備の計画的な更新整備を推進するなど引き続き地域防災力の強化を図る予算といたしました。

詳細につきましては、消防長から説明させていただきます。

○高橋昭男議長 次に、黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 それでは、令和5年度吉川松伏消防組合一般会計予算の説明をさせていただきます。お配りさせていただいております一般会計予算書により、歳入歳出予算書の主な内容につきまして順次ご説明をいたします。

恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為のうち、1行目、2行目の庁舎ネットワーク機器等賃貸借事業及び保守点検委託でございますが、現行の構成機器が耐用年数を経過することに伴いまして、新たな構成機器の借り上げ及び保守点検が必要でありますことから、令和6年度から令和10年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

3行目の財務会計システム使用契約でございますが、庁舎ネットワークと同様に構成機器の耐用年数が経過することに伴いまして、新たなシステムの使用契約が必要でありますことから、令和6年度から令和10年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

4行目の防火危険物施設管理保守点検委託料、5行目の防火危険物施設管理システム賃借料、6行目の通信指令施設保守点検委託料及び7行目の空調衛生設備保守点検委託料でございますが、令和5年度末にて契約期間が満了となり、継続した契約が必要でありますことから、設定させていただくものでございます。

8行目及び9行目の吉川市消防団、松伏町消防団AEDレンタル事業でございますが、車両に配備しております耐用年数を経過するAEDにつきまして、新たに60か月間のリース契約を行います

ことから、令和6年度から令和10年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金16億904万2,000円についてでございますが、消防組法規約第14条第2項の規定により、構成市町の負担割合は前年度の地方交付税におきます消防費の基準財政需要額によりますことから、吉川市の負担金につきましては負担割合が67.27%の10億8,240万3,000円、松伏町負担金につきましては負担割合が32.7%の5億2,663万9,000円をそれぞれ算出させていただいております。

2節非常備消防費負担金の8,908万4,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に関する経費で、吉川市負担金6,068万6,000円、松伏町負担金2,839万8,000円となっております。

その他の歳入につきましては、歳出の特定財源となっておりますので、歳出と併せましてご説明いたします。

それでは、11ページ、12ページをお開き願います。3款1項消防費、1日常備消防費の説明欄下段、消防職員給与費13億4,064万8,000円につきましては、職員156名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金を予算計上しております。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。説明欄中段の研修事業585万4,000円につきましては、消防学校など消防に関する高度な知識、技術を習得するための各種研修費、職務の遂行に必要な資格取得費などの予算計上をしております。

なお、事業別予算のうち18節負担金補助及び交付金につきましては、消防大学校にて女性の活躍を推進する研修などの入校負担金40万8,000円の予算、埼玉県消防学校にて救急業務に従事させるため必要となる救急科、消防隊員として従事するために必要となる初任教育などの入校負担金79万1,000円を含む436万2,000円を計上しております。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。説明欄中段の被服管理事業1,002万8,000円につきましては、職員の業務活動で必要となる活動服、救助服、救急服などの貸与品に要する費用を予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、防火衣におきましては耐用年数を10年経過したものにつきましては更新を図っておりまして、8着分の更新費用158万4,000円の予算を含んだ内容となっております。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。説明欄上段の事務機器管理事業421万3,000円につきましては、先ほど申し上げました庁舎ネットワークの保守点検委託やネットワーク機器等の賃借料を計上しております。

続きまして、説明欄中段の財務管理事業523万5,000円につきましては、先ほど申し上げました財務会計システムの構築、財務会計システム使用契約を含む使用料及び賃借料を計上しております。

次に、19ページ、20ページをお開き願います。説明欄中段の車両資機材管理事業2,389万円につきましては、車両及び資機材の維持管理などに係る費用や災害発生時の情報収集を円滑に行うため

の消防用ドローン運用に向けた教育訓練に係る費用及び機体購入費を計上しております。

次に、25ページ、26ページをお開き願います。説明欄中段の消防指令業務共同運用事業198万8,000円につきまして、令和8年度からの運用開始に向けた事務費、消防システム基本設計業務委託料、備品購入費などの東埼玉消防指令業務共同運用協議会に係る負担金を計上しております。

次に、2目消防施設費、説明欄下段の庁舎等維持管理事業4,945万8,000円につきましては、消防本部を含む吉川消防署南分署及び松伏消防署の消防庁舎におきます光熱費、庁舎設備の維持管理などを予算計上しております。

なお、事業別予算のうち、12節委託料につきましては、効果的に庁舎の維持管理を行うため、公共施設等総合管理計画策定のための委託料を含む899万6,000円を計上しております。

次に、27ページ、28ページをお開き願います。説明欄中段、車両整備事業4,160万5,000円につきまして、吉川消防署南分署にて運用しております高規格救急自動車につきまして、導入から令和5年3月1日現在で約16万キロを走行しておりますことから、高度救命処置資機材などを含め更新整備するものでございます。当該車両に係る財源につきましては、消防施設整備事業債を90%活用するものでございます。

続きまして、3目非常備消防費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団員給与費3,490万円につきましては、295名分の消防団員年報酬、消防団員出動報酬、退職報償金の準備資金積立てに係る負担金などを予算計上しております。

説明欄下段の吉川市消防団運営事業1,204万5,000円につきましては、消防団車両の維持管理に係る費用を予算計上しております。

次に、29ページ、30ページをお開き願います。説明欄中段の松伏町消防団員給与費1,633万5,000円、説明欄下段の松伏町消防団運営事業、事業費751万6,000円につきましても、吉川市消防団と同様に予算計上しております。

次に、31ページ、32ページをお開き願います。4目非常備消防施設費でございますが、説明欄下段の吉川市消防団車両整備事業2,390万9,000円につきまして、経年劣化が進んでおります第12分団車両を更新計画に基づき予算計上したものでございます。なお、更新する車両は、エンジンカッターなどの破壊器具や照明器具を積載した多機能型消防団車両でございます。また、当該車両の更新に係る財源構成につきましては、90%を非常備消防施設整備事業債とするものでございます。

次に、33ページ、34ページをお開き願います。説明欄上段の松伏町消防団車両整備事業2,390万9,000円につきまして、経年劣化が進んでおります第1分団車両を更新計画に基づき計上したものでございます。なお、更新する車両は、吉川市消防団同様、多機能型消防団車両でございます。また、当該車両更新に係る財源構成につきましても吉川市消防団と同様でございます。

続きまして、同ページ4款1項公債費の1目元金1億2,114万3,000円、2目利子236万1,000円につきまして、消防庁舎、消防車両や消防団車両の更新整備、器具置場新築工事など借り入れた地方

債の償還金の予算計上となっております。

続きまして、5款諸支出金、1項基金積立金、1目消防施設整備基金積立金1,400万円につきましては、安全性や機能性を維持するため、はしご車オーバーホール事業に向けて、財源調整を図り、構成市町負担を平準化するため、積立てさせていただくものでございます。

以上で令和5年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりました。当議案については、2番、伊藤正勝議員及び4番、飯島正義議員より通告がされております。

初めに、2番、伊藤正勝議員の質疑を許可します。

通告第1号、2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、第5号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計予算に関連して質問をいたします。

常備消防費11ページから26ページにかけてでございます。この3年間、大変なコロナの災いがありました。このコロナ禍に伴い、消防の救急救命業務、一段と高度化し、その役割も多くなっております。その実態を予算面から見て浮き彫りにしたいということでございます。予算の項目に従い、事業内容に即して質問をいたします。

第1点は、研修事業、救急救命士資格取得手数料、救急救命士養成負担金、この内容を救急業務の高度化という観点からご説明をいただきたい。

第2点は、救急医療連携事業、特定行為指示指導料、検査手数料の内容の説明も伺いたい。委託料6件についてまとめて説明をお願いしたいということであります。

救急救命士就業前教育委託料、救急救命士再教育委託料、気管挿管病院実習委託料、ビデオ咽喉鏡気管挿管病院実習委託料、救急事後検証委託料、予防接種委託料、救急救命士教育負担金、数多くの救急救命関係の予算が計上されております。

第3点は、救急救命士賠償責任保険料について、高度化と同時に事故等も起こる確率が高くなっているのかなと推測しますけれども、賠償責任保険料の内容と変化、併せて伺っておきます。

次の質問は、除細動器に関連してでございます。除細動器保守点検委託料、点検の件数、点検の期間はどういうことになっているか、それを前提として除細動器、消防が責任を持って管理している除細動器は何か所に幾つあるのか、除細動器は吉川市や松伏町もそれぞれ備えているのではないかと思いますけれども、それとの関係もできたら併せて伺っておきます。

最後に、債務負担行為についての質問もしておきます。常備消防AED貸借事業、吉川市消防団、松伏町消防団AED貸借事業のそれぞれの内容、違いがあるのかどうか、別途消防団AEDレンタル事業というのが予算書の中で出てきます。貸借とレンタル事業と記載の違いはということなのか、その件の説明も伺っておきます。

あわせて、AEDの年間使用の数、配置の数、市民への講習の実情、先ほど一般質問でも一言伺

っておりますけれども、再確認ということで、とりわけ吉川市や松伏町との相互の配置の考え方、協力関係などにも触れてご答弁いただければということでございます。よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 2番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、伊藤議員の質問に順次お答えいたします。

初めに、1点目、14ページの研修事業、救急救命士資格取得手数料4万7,000円でございますが、救急救命士の国家試験を受験する際の受験料となっております。また、試験に合格した後の免許取得に係る経費となっております。

次に、救急救命士養成所負担金216万1,000円につきましては、職員1名が救急救命士の資格を取得するために入所する救急救命士養成所へ支払う負担金となっております。令和5年度につきましては、職員1名を9月から3月までの約半年間入所する予定となっております。

2点目の救急医療連携事業につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

続きまして、3点目、26ページの救急活動事業、救急救命士賠償責任保険料についてでございますが、補償内容につきましては救急救命士が行う業務によって賠償金や訴訟費用など損害賠償に備えた保険料でございます。1事故につき最大1億円の補償額となっております。

なお、本来業務以外においても救急救命士が行う病院実習中に生じた損害賠償責任についても対象となるものでございます。

次に、保険料についてでございますが、当消防組合に在職する救急救命士が対象となっております。令和5年度に救急救命士の資格取得をする者1名を含む31名分の保険料3万8,000円を計上しているものでございます。

4点目の除細動器保守点検委託料及び5点目の債務負担につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

2点目の救急医療連携事業についてのうち、24ページの役務費の救急救命士特定行為指示指導料58万5,000円につきましては、救急救命士が特定行為を実施するに当たり、医師からの指示を得て行うことが救急救命士法で定められております。当消防組合においては、特定行為実施に係る指示・助言の協定を埼玉県東部地域の7医療機関と締結しており、費用につきましては1件5,000円となります。また、締結医療機関のうち獨協医科大学埼玉医療センター救命救急センターにつきましては、支払い金額に上限が設けられており、前年度の指示・指導回数を元に埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会にて翌年度の上限額が各消防本部ごとに決定されております。

次に、検査手数料7万円につきましては、コロナ禍において救急救命士が獨協医科大学埼玉医療

センター救命救急センターで病院実習を行うに当たり、PCR検査の陰性証明書の提出が必要となり、6名分の検査手数料及び証明書の発行費用でございます。

次に、委託料6件のうち、救急救命士就業前教育委託料11万円につきましては、救急救命士の資格を取得した後、救急現場で傷病者に対して救急救命処置が迅速、的確に実践されるよう、能力の向上を図ることを目的としており、病院実習を受けることが救急救命士法で定められております。実習先医療機関につきましては、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会にて獨協医科大学埼玉医療センター救命救急センターと決められており、新たな救急救命士の養成に係る1名分の委託料となります。

次に、救急救命士再教育委託料34万円につきましては、救急救命士としての実践的な能力の維持を図るとともに、傷病者受入れ後の処置を含めた救急医療の現状を再認識することを目的としており、実習受入れ先病院に係る9名分の委託料となります。

次に、気管挿管病院実習委託料30万円につきましては、救急救命士の特定行為として救急現場で気管挿管処置を実施する場合、気管挿管認定の資格を新たに取得する必要があります。当消防組合においては、実習先を越谷市立病院とし、気管挿管の30症例の実践に係る1名分の委託料となります。

次に、ビデオ喉頭鏡気管挿管病院実習委託料2万円につきましては、救急救命士が気管挿管処置を行うに当たり、喉頭鏡と呼ばれる医療機器を使用します。従来使用されていた喉頭鏡にモニターが装着されたビデオ喉頭鏡を使用する場合、病院実習にて2症例の成功を経て資格申請に至ります。当消防組合においては、越谷市立病院と例年委託契約を締結しており、資格取得に係る実習受入れ先病院に係る1名分の委託料となります。

次に、救急事後検証委託料15万円につきましては、救急隊員の行う処置の質を保証することを目的としており、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会にて定められている獨協医科大学埼玉医療センター救命救急センターと事後検証に係る契約を締結し、医師による見解をいただいているところでございます。

次に、予防接種委託料18万円につきましては、救急救命士が病院実習を行うに当たり、受入れ先医療機関側が求める各抗体の基準値に実習者が達しているかを確認するための8名分の検査費用となっております。また、実習者の抗体が基準値に満たない場合、基準値を上回るよう必要に応じて行う予防接種費用も本委託料に含まれております。

次に、負担金補助及び交付金のうち、救急救命士教育負担金4万円につきましては、気管挿管認定の承認を得てから2年が経過した救急救命士を対象として気管挿管手技の質を保証するための2名分の教育負担金となります。

次に、4点目の26ページ、除細動器に関する質問についてでございますが、救急活動事業のうち、除細動器保守点検委託料、点検の期間や数は、につきましては、年に1回行う5台分の保守点検に

係る費用となっております。

次に、5点目の22ページ、常備消防AED賃貸借事業、30ページ、吉川消防団、32ページ、松伏町消防団、AED賃貸借事業の内容の違いは、についてでございますが、常備消防はAED賃貸借事業で、継続契約が4台、吉川市消防団は継続契約が3台、新規契約が2台、松伏町消防団は継続契約が2台、新規契約が2台となりまして、レンタル台数以外の契約内容は同一の内容となっております。

次に、3ページ、消防団AEDレンタル事業の記載理由と債務負担行為とも関連についてでございますが、現在、購入したAEDとレンタルしているAEDの2種類の導入形態が混在しております。今後は、購入したAEDの使用期限が終了したときに合わせて、順次AEDをレンタルのものに更新していく予定でございます。令和5年度においては、両団とも2台のAEDが該当するため、債務負担行為として計上したものでございます。

次に、AEDの年間使用の数につきましては、当消防組合におけるAEDの年間使用実績は、国、県への報告項目に該当しないことから統計は取っておりません。なお、当消防組合以外に配置されているAEDの使用実績につきましては、一般市民がAEDのパッドを装着し、電気ショックが実際に行われた件数の報告項目がございますが、過去4年間で2件ございました。

次に、配置の基準につきましては、AEDの適正配置に関するガイドラインを参考とし、各消防車両、各庁舎に1台ずつ配置されております。吉川市消防団につきましては、車両7台に積載され、松伏町消防団におきましては車両5台に積載されているところでございます。今後におきましては、消防団車両の更新整備計画に合わせて順次配備していくところでございます。

次に、市民への講習の実情につきましては、令和4年度の現時点では、46回の救命講習会を開催いたしまして、吉川市276人、松伏町80人、他市から96人の合計452人が受講されているところでございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ほかに質疑はありませんか。

2番、伊藤正勝議員。

○2番 伊藤正勝議員 それでは、3点ほど伺っておきます。

今のAED、吉川消防署と消防本部からだけの答弁では十分掌握が難しいのかなと思いましたが、吉川市のAEDの配置、昨日確認をしたところ、46台だということです。消防との関係はどのようなのだと言ったら、向こうも説明ができなかった。それぞれがやっているような感じ、これリンクがないというのはむしろおかしいのではないかなと思っています。その点について一言見解を伺っておきます。

また、今回、予算を見て、本当に救急救命業務を中心に消防の役割と使命というのは、一段と高度化し、専門職としての技量のレベルアップ、幅の広がり、医療従事者としての業務の展開という

ところまで来ているのかなというふうに思いました。対応する消防の皆さん、大変だと思います。

そこで、質問は31人分ということは、31人の救急救命士がいらっしゃると受け止めたのですが、それでよろしいか。同時に31人とはいえ、この予算の説明の中からも救急救命士の資格取得手数料、1人で半年二百数十万円の予算がかかるというようなことで、31人全員がそういう資格を持った、試験をパスして一定の水準に、同一水準にあるのか、それともそれぞれ、またその中で相当いろんな救命士の専門内容が違ふと、この辺の実情はいかがですか。

もう一つは、こういう救急救命士、私の認識では救急車出動のときに、例えば3人1組で救急車が出動する。必ず1人は救急救命士が乗車しなければなりませんよというようなことが、かつて聞いたように思うのですけれども、今どういうことになっているのか、こういう高度化の中で、31人は全員一人分の役割を果たせるのかどうか、それも伺っておきます。

それで、この議案質疑は2回しか質問ができないということで、最後にこういう大きな変化の時代に予算を編成し、計上し、そして使命を果たしていく先頭に立っている、現場に責任を持つ消防長に、本部をこの時代に率いる責任の重さと自覚と、そして今後への取組について一言見解を伺っておきます。

○高橋昭男議長 答弁を求めます。

田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 伊藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、AEDの配置の基準かと思えます。市のほうでは46台配置しているというふうに先ほど伊藤議員のほうから報告がありました。松伏町においては21台配置しているというふうに伺っております。これは市と町、消防がリンクしないのはおかしいのではというようなご質問でございましたけれども、AEDの適正配置に関するガイドラインの中には、推奨するAEDを設置する必要がある施設といたしまして、市役所であったり、消防署であったり、消防団車両であったりとかこういった推奨されている施設、具体的に例が示されておりますので、それぞれの団体が、それぞれに必要な場所に設置しているものと認識しております。

次に、31名分の救急救命士の賠償保険、救命士の数についてでございますが、現在、31名全てが救急車に乗っているわけではなくて、資格を取得している全ての在籍している救命士の資格人数となっております。こちら救命士の水準につきましても、現在、救急車に乗車している救命士につきましては再教育であったり、先ほど答弁いたしました喉頭鏡の勉強であったりと、その水準が高くなるよう、質が維持されるように順次研修計画を定めながら、質の担保を取っているところでございます。

また、3点目の救急車、3人1組で乗車しておりまして、1名が救命士が同乗するというようなことで、現在も救命士が1名は必ず乗るようには調整しているところではあるのですけれども、救急車が逼迫しているとき、予備車的な救急車が出動する場合も状況によってはございます。その場

合には救命士が同乗しない場合もございますが、救急隊としての資格は有している職員が3名乗車し、乗るようになっております。なので、現在、常態として動いている救急隊につきましては、救命士が1名もしくは2名が乗車しているような体制で運用しているような状況でございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 これでは2番、伊藤正勝議員の質疑を終わります。

○2番 伊藤正勝議員 何もないのですか、現場を預かる消防長の総括的な見解も聞いたのですけれども。

〔通告外と言ったのです〕という人あり〕

○2番 伊藤正勝議員 予算全体的に関わる。

〔通告にないし〕という人あり〕

○高橋昭男議長 答弁はもう終わっております。

これで質疑を終わります。

○2番 伊藤正勝議員 では、一般質問のときも質問していても言わなかった、そっち側はどうなるのだ。そういうことをきちんとしてもらわないと、発言者のほうの都合だけで言ってもらっては困るよ。一般質問も……

○高橋昭男議長 もう質疑は終わっております。

○2番 伊藤正勝議員 終わります。

○高橋昭男議長 4番、飯島正義議員の質問を許可をします。

通告第2号、4番、飯島正義議員。

○4番 飯島正義議員 第5号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計予算について3点について伺わせてもらいます。

まず1点目、24ページ、通信指令管理事業、通信指令設備保守点検委託料2,233万9,000円はどういうものか、内容についてお尋ねいたします。

2点目、32ページ、吉川市消防団車両整備事業、消防団車両整備費2,390万5,000円、同じく34ページ、松伏消防団車両整備事業、消防団車両整備費2,390万5,000円、車両の買替えなのか、どういうものを買うのか、またどういうところに配置するのかについてお尋ねいたします。

それと、何年置きに購入するのか、使用年数は何年なのかについても伺いたいと思います。

3点目、28ページ、高規格救急自動車整備費4,158万9,000円、車両の買替えなのでしょうか、どういうものを買うのか、どこに配置するのかについて伺わせてもらいます。それと何年置きに購入するのか、使用年数は何年なのかについてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○高橋昭男議長 4番、飯島正義議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 飯島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の24ページ、通信指令管理事業、通信指令設備保守点検委託料2,233万9,000円の内容についてでございますが、現在、吉川松伏消防組合において運用している指令台を含みます消防通信指令システムと消防救急デジタル無線設備を最良の状態に維持するための年間1回の定期点検及び各システムに障害が発生した場合の24時間365日のオンコールでの対応、また障害復旧作業などを行うための業務委託となります。

なお、ご質問の金額の中には、気象観測装置オーバーホール業務委託料の464万2,000円が含まれております。この事業につきましては、気象庁で定める検定有効期間である5年を経過する観測機器の老朽化した部品の交換調整及び令和5年5月中で有効期間が満了となる気象観測装置の再検定を実施するための業務委託となります。

次に、2点目及び3点目につきましては、次長兼警防課長から答弁いたします。

以上です。

○高橋昭男議長 次に、田中文雄次長兼警防課長。

○田中文雄次長兼警防課長 飯島議員の質問に順次お答えいたします。

初めに、2点目の32ページと34ページの消防団車両整備事業についてでございますが、令和5年度吉川市消防団、松伏町消防団の車両更新を予定しております。更新する消防団車両につきましては、消防団整備の基準に照らし合わせ、放水活動器具のほか、救助用資機材を搭載し、普通自動車運転免許で運用可能な消防団車両になります。更新予定の消防団車両につきましては、吉川市消防団第12分団、それから松伏町消防団第1分団に配備予定でございます。

消防団車両の更新につきましては、当消防組合の消防計画に基づき、消防車両は17年を目安に更新しておりますので、優先順位をつけ、順次更新整備していくものでございます。

次に、3点目の28ページ、高規格救急自動車整備費についてでございますが、更新予定車両は吉川消防署南分署に配備の救急吉川南1でございます。救急吉川南1は、平成26年12月に納車され、購入後8年が経過し、走行距離が令和5年3月1日時点で15万7,000キロを超えている状態でございます。更新車両などにつきましては、従来の救急車と同程度の高規格救急自動車及び高度救命資機材などを購入する予定でございます。更新後は吉川消防署南分署に配備いたします。

救急自動車の更新につきましては、消防計画書に基づき救急自動車は購入後10年または走行距離15万キロを目安としておりますので、順次更新整備していくものでございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ほかに質疑はありませんか。

○4番 飯島正義議員 以上でございます。

○高橋昭男議長 これで4番、飯島正義議員の質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第5号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案 令和5年度吉川松伏消防組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。



◎議員提出第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第12、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

赤出川義夫議員。

○6番 赤出川義夫議員 6番、赤出川でございます。それでは、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、地方自治法第112条及び吉川松伏消防組合議会会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

当議案は、個人情報の保護に関する法律が一部改正され、議会は同法の適応対象から除かれること、また準用する吉川市個人情報保護条例が廃止されることから、吉川松伏消防組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものであります。

内容につきましては、議会在が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにし、その権利、利益を保護することを目的に提案するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日より施行いたします。

また、吉川市議会及び松伏町議会においても既に同様の制定がなされているものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより議員提出第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、議員提出第1号議案 吉川松伏消防組合議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○高橋昭男議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は長時間にわたって大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時14分